

令和7年1月9日

事業者 各位

(公社) 滋賀労働基準協会東近江支部長

## 新入者に対する安全衛生教育の実施について

平素は、当支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法には新規雇用の労働者や作業内容を変更した労働者に対して、労働災害防止のために遅滞なく安全衛生教育を実施しなければならないことが定められております。

つきましては、この法令に基づく安全衛生教育を「**新社会人を対象**」に下記により開催いたします。

なお、この安全衛生教育は各業種に共通する基本的な内容で実施しますので、各事業場において労働者が従事する業務に必要な、作業方法、作業手順、特有の危険性等に関する教育は別に実施されるようお願いいたします。

記

### 1. 実施日時/場所

(1) 日時 **令和7年4月3日(木) 午前10時00分～午後4時30分 (定員160名)**

(2) 場所 **G-NETしが 男女共同参画センター 大ホール (近江八幡市鷹飼町80-4)**

### 2. 教育科目 【安衛則35条(雇入れ時等の教育)に則り以下のカリキュラムで進行予定】

①安全につながる仕事の基本職場の安全衛生管理(労働安全衛生法)

～昼食休憩(11:55～12:55)～

(昼食はご自身で用意願います。近隣にメガドンキ、セブンイレブンなどもあります。)

なお、会場内での飲食は可能です)

②安全な仕事の基本(保護具を有効に活用する) ③安全な仕事の進め方

④安全で快適な環境のために ⑤日常生活でも気を付けよう ⑥健康に過ごす 他

### 3. 受講料

**会員 7,568円 非会員 8,668円** (消費税、テキスト代込み)

\*受講料は請求書と受講票が届いてからお支払いください。(受付処理後に郵送します)

(注1) 振込手数料は、申込者の負担でお願いします。

(注2) 振込の場合、領収書は原則発行していませんが、必要であればHPに専用の依頼書がありますのでダウンロードしてご利用ください。

(注3) 現金支払いの場合は、当支部までご持参願います。(要事前連絡)

(注4) 受講料は、開講日の10日前までに当支部へ現金を持参いただくか、請求書に記載の銀行口座へお振込みください \*未入金の場合はキャンセル扱いとします。

### 4. 受付開始日と締切日等

◆受付開始日 **2月13日(木) 8:30～** FAX受信分より先着順

◆締切日 **各開講日の10日前** (定員優先で締切りとします)

### 5. 申込み方法 FAXでお申込みください。(受付開始日時をお守りください)

### 6. その他

① 受講の取消・受講者の変更は、ホームページのバナー「東近江支部専用 取消・変更連絡書」をクリックしPDFに記載の内容に従って手続きしてください。受講の取消は開講日の1週間前まで、これ以降の取消は返金できません。受講者の変更は受講日の前日16:30まで受け付けます。

② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。

③ 当日朝6時の時点で県内のいずれかに「特別警報」が発令されている場合は開講を中止とします。

④ 概要は当協会のホームページ◆気象庁より特別警報発令時における講習会の取り扱いについて◆でご確認ください。

以上

## R7年「新入者安全衛生教育」受講申込書

◆日時 4月3日(木) 10:00~16:30

◆会場 G-NETしが男女共同参画センター 大ホール

FAX : 0748-36-2335

(公社) 滋賀労働基準協会 東近江支部 宛 締切:開講日の10日前

(ふりがな) 受講者氏名	生年月日
( )	S H 年 月 日
( )	S H 年 月 日
( )	S H 年 月 日
( )	S H 年 月 日
( )	S H 年 月 日

※受講者の氏名、ふりがな、生年月日は 修了証書作成のため、楷書で正確に記入してください。  
※受講申し込みにあたってお知らせいただく個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。

上記のとおり受講を申し込みます。

令和 7年 月 日

◆事業場名 \_\_\_\_\_ ( 会員 ・ 非会員 )

◆所在地 〒 \_\_\_\_\_

◆TEL \_\_\_\_\_ ( ) ◆FAX \_\_\_\_\_ ( )

◆窓口担当者名 (所属) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_